

知事意見

「（仮称）榛名の森太陽光発電事業環境影響評価方法書」に対する意見について

令和8年1月19日

1 大気環境

- (1) 方法書2-9ページ図2-3「土地利用計画図」、方法書2-10ページ「2.7.3環境保全措置の方針 (2) 騒音・振動」及び方法書3-92ページ図3.3-3「環境保全上配慮が必要な施設等」について、供用後の変電施設から低周波音の発生が予想されるため、過去に供用された変電施設等の事例等も踏まえ、調査を行うこと。また、方法書4-2ページ表4.1-2「抽出した環境影響評価項目」の供用による影響/施設の稼働の評価項目に○を加えること。あわせて、重機の稼働についても調査を行うこと。
- (2) 方法書4-2ページ表4.1-2「抽出した環境影響評価項目」の資材等の運搬、重機の稼働に際し、車両排ガス由来のNO₂およびSPMの排出が想定されるため、大気環境にかかる環境影響評価項目として選定を検討すること。選定をしない場合は、方法書4-3ページ表4.2-1 (1) 「環境影響評価項目として選定する理由又は選定しない理由選定しない理由」の記載を変更すること。
- (3) 方法書4-3ページ表4.2-1(1)「環境影響評価項目として選定する理由又は選定しない理由」の二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質について、環境影響評価項目として選定されていないが、環境基準を下回っていることを理由に影響が小さくなるとは考えられないため、選定を検討すること。また、選定しない場合には、その理由が明確になるよう修正すること。
- (4) 低周波騒音について、参考文献は古いものが多いことから、それらの基準内であるから問題ないということではなく、積極的に設備から発生する低周波騒音について調査しておくこと。

2 水環境

- (1) 方法書3-21ページ図3.2-4「水象の状況及び水質調査地点位置図」について、事業地付近を流れる小高用水の流れを記載すること。また、小高用水は大河ドラマのモデルとなった小栗上野介に関連する注目をされている遺産であり、観光客の増加も見込まれるため、景観や工事用車両等の通行に配慮すること。
- (2) 工事や事業地からの排水について、事業地の近隣農地に影響が出ないよう計画すること。また、造成に伴い雨水流出量が増加すると考えられることから、排水先の河川等への負担が生じないように必要な流出増対策について河川管理者と協議の上、決定すること。
- (3) 烏川及び至ノ沢において、事業地下流や近隣に農業用水の取水堰があるため、事業地からの排水については、環境基準を遵守すること。

3 地盤環境

- (1) 方法書3-118ページ図3.4-2「土砂災害警戒区域等の指定状況」について、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定は人や財産に被害を与える可能性がある場所が指定される。過去にゴルフ場であった事業地は土砂災害警戒区域等に値するような地形であっても指定されてない可能

性があるため、調査しておくこと。

- (2) 事業地は地質的に榛名山活火山の一部を形成しており、集中豪雨等で崩壊を起こす危険性がある上、西側には浅間山があり、噴火等の影響も考えられる。また、高崎市榛名支所の付近まで関東平野北西縁断層が伸びているため、リスクを承知しておくこと。
- (3) 榛名山は崩れやすい部分が多く、二ホンジカやニホンカモシカによる食害による影響もあると考えられるため、留意すること。
- (4) ゴルフ場の造成の際に一般廃棄物が埋められている可能性があるため、土壌調査を行い、確認すること。
- (5) 工事用車両の移動について、カート道を利用する予定であるが、道を拡幅しないと通行は厳しいと予想されるため、準備書に拡幅の可能性を明記すること。
- (6) 事業地はゴルフ場造成にあたり、盛土・切土が行われている可能性が高いため、可能な限り、ゴルフ場の工事計画に關わる経緯を調査し、工事計画図などを入手し、状況を把握しておくこと。
- (7) 開発に伴う造成で傾斜度30°以上かつ高さが5m以上の斜面が発生した場合は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）」に基づく土砂災害警戒区域等に該当し、後に法指定される場合があるため、留意すること。
- (8) 計画予定地付近に「砂防法（明治三十年法律第二十九号）」に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）」に基づく地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）」に基づく土砂災害警戒区域等の指定の有無が確認できないため、明示すること。

4 生物環境

- (1) 方法書2-1ページ「2.2 対象事業の立案の経緯、目的等」の本文について、ゴルフ場造成以前は森林であったことを意識し、「適正に環境と地域に配慮した上で事業を実施」と記載のとおり実施すること。
- (2) 方法書2-10～2-11「2.7.3 環境保全措置の方針」について、地形の改変や森林の伐採は最小化に留めること。
- (3) 方法書3-36ページ「3.2.4 生物環境」の記載や方法書3-25～3-26ページ表3.2-25「既存文献調査資料」などにおいて、「注」に「必要な範囲」、「周辺」、「抽出範囲」という具体性を欠く表現が使われている。本方法書が読みにくく、本事業地における動植物の特性がわかりにくいため、明確にすること。特に「抽出範囲」については「地域、市町村」を明らかにすること。
- (4) 方法書3-48ページ「イ. 注目すべき植物群落」の本文について、事業地の東北東約4kmに「榛名神社のキヨスミコケシノブ北限地」があるため、掲載すること。また、事業地にも絶滅危惧種が見つかる可能性もあるため、精度の高い調査を行うこと。
- (5) 方法書3-65ページ図3.2-11「対象事業実施区域及び周辺の食物連鎖の概要」について、サシバ、

コサギは近年見られないため、上位猛禽類はクマタカ、中型水鳥はダイサギに変更すること。また、図について、文献調査を引用して作成した図であることから実態と異なるため、今後内容を変更する可能性がある旨記載しておくこと。

- (6) 方法書5-19ページ表5.7-2「調査方法（植物）」の植生及び注目すべき群落の現地調査方法について、植生調査方法として「コドラー」法は適切でない。立地の状況によって変化する（方形には生育していない）植物群落の調査にあたっては、Braun-Blanquet (1964) の植物社会学的方法にも基づいて、相観的にまとまりのある植分を対象に、適切な範囲（面積）での調査を行うこと。さらに、植生調査資料（植生調査票）をもとに群落組成表・群落体系（植物群落目録）を作成した上で取りまとめを行うこと。
- (7) 方法書5-21ページ表5.8-2(1)「調査方法（動物）」の夜間調査について、コウモリの調査と認識しているが、夜行性の哺乳類を把握する旨記載されている。夜行性の哺乳類とすると範囲が広くなるため、再度確認すること。センサーカメラの夜間調査が有効であるため、整理しておくこと。
- (8) 方法書5-21ページ表5.8-2(1)「調査方法（動物）」について、無人センサーカメラによる自動撮影調査は一晩に限らず、長期に渡って調査すること。
- (9) 方法書5-21ページ「5.8動物（動物相及び注目すべき種、注目すべき生息環境）」について、本事業の実施に伴い、クマやシカなどの大型哺乳類の生息環境や行動範囲に影響が生じる恐れがあり、生活環境に影響を及ぼすことが懸念されるため、事前に行動パターンや移動経路を把握し、影響を予測・評価すること。
- (10) 方法書5-23ページ表5.8-2(3)「調査方法（動物）」について、事業地周辺に珍しい種類の昆虫が生息する可能性があるため、哺乳類と同じ調査ポイントだけでなく調整池等もしっかりと調査すること。
- (11) 方法書5-25ページ表5.8-4「調査期間等（動物）」について、猛禽類の調査を年8回と繁殖期中心に行うが、非繁殖期の1回はタカの渡りが通過する可能性がある。鳥類は上空から太陽光パネルを見ることができ、設置後にタカの渡りのルートが変わる可能性もあるため、9月20日前後に調査して確認すること。
- (12) 事業地周辺は今まで自然環境調査がほとんど行われていない場所であり、事業地周辺の榛名山麓では絶滅危惧種が多く発見されているため、絶滅危惧種等の希少種が残っている可能性が高いことに留意し、しっかりと調査すること。
- (13) 事業地内の調整池について、水質等を調査した上でビオトープとしての活用を検討すること。なお、ビオトープを設置した場合、環境に配慮していることをアピールできる。

5 人と自然との触れ合い

- (1) 方法書2-6ページ「2.6 工事計画の概要」及び方法書2-8ページ「2.7.1 土地利用計画」について、工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、工事の一時中止、調査組織・調査期間の確保、費用負担など、工事と発掘調査の調整が難航することもあるため、事前の埋蔵文化財の把握をすること。なお、埋蔵文化財状況を事前に確認する調査方法は以下のとおりである。
- (1) 分布調査：現地を踏査し、土器・石器等を採集し、埋蔵文化財の有無を判断する。

- (2) 試掘調査・確認調査：地面を部分的に掘削し、埋蔵文化財の有無を判断する。
- (2) 方法書2-11ページ「2.8 事業の実施に必要な許認可等」について、高崎市景観条例に基づく届出が必要な場合があるため、高崎市都市計画課景観室に確認すること。
- (3) 方法書3-72ページ表3.2-53「指定文化財の状況」及び方法書3-73ページ図3.2-15「指定文化財の状況」について、事業地及びその周辺における指定文化財は、その中に地域を定めず、種を指定することで保護対象となっている次の10件の動物を追加すること。また、「所在地欄」には「地域を定めず、種を指定」と記入すること。
- 国指定特別天然記念物 ①カモシカ
- 国指定天然記念物 ②ヤマネ、③イヌワシ
- 県指定天然記念物 ④オオイチモンジ、⑤ミヤマモンキチョウ、⑥ベニヒカゲ、
⑦ミヤマシロチョウ、⑧ヒメギフチョウ、⑨トウホクサンショウウオ、
⑩ヒダサンショウウオ
- (4) カモシカ、ヤマネ及びイヌワシをはじめとする動物について、個体そのものが「動く文化財」であるため、事業実施中に関係者が遭遇・発見する可能性が高いことに留意すること。
- (5) 地域を定めず、種として指定された天然記念物と遭遇・発見した場合は次の点に留意すること。
- ①捕獲してはならない
②脅かすことなく、やさしく見守る
③死亡個体等を発見したときは、速やかに、高崎市文化財保護課に連絡する
④「地域を定めない」指定であるので、事業実施区域内に限定されない。事業実施区域外の関連業務（例えは各種事前調査・機材運搬・関係職員の通勤等）にも、同様の注意が必要である
⑤これら留意事項について、事前調査関係者及び工事関係者に予め徹底すること
- (6) 落葉などで覆われ、地表面が露出していない山林部分では、埋蔵文化財の正確な把握が困難で、未発見のものが存在することもあるため、工事計画が具体化した時点で遺跡の範囲に関して高崎市文化財保護課に確認・相談し、埋蔵文化財の把握に努めること。また、準備書にはその結果と、工事による切土・盛土について、範囲を示す平面図と掘削の深さ、盛土の厚さがわかる断面図も併せて提示すること。
- (7) 事業地は平成8年(1996)に響の森カントリークラブという名前でゴルフ場がオープンしているが、その際に掘削されていない場所で新しい工事を行う場合は、埋蔵文化財に関して事前に高崎市文化財保護課への協議が必要になるため、可能な限り、ゴルフ場の工事計画に関わる経緯を調査し、工事計画図などを入手し、状況を把握しておくこと。

6 環境への負荷

- (1) 方法書3-77～3-78ページ「3.2.6 環境への負荷 (1) 廃棄物」に記載されている事前調査結果について、直近のデータ等が高崎市のホームページ等で公表されているため、参考にすること。
- ① たかさき環境白書（高崎市HP：<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/1639.html>）
② 一般廃棄物処理事業実態調査（e-Stat（政府統計の総合窓口）
HP：<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00650101>）
- (2) 方法書3-120ページ「3.4.2 その他環境保全に係る事項」について、「高崎市一般廃棄物処理基本計画（平成30年10月）」を策定し、高崎市のホームページにて公表しているため、参考にすること

と。

高崎市HP : <https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/3259.html>

- (3) 方法書4-6ページ表4.2-1(4)「環境影響評価項目として選定する理由又は選定しない理由」の「環境への負荷／廃棄物等／廃棄物」について、「選定する又はしない理由」欄に産業廃棄物が発生する旨が記載されているが、一般廃棄物の発生を考慮しなくともよいか確認すること。
- (4) 方法書5-42ページ「5.13 廃棄物等（廃棄物）」について、環境影響評価項目を選定する理由として、一般廃棄物の発生を考慮する場合は、予測・評価をすること。
- (5) ゴルフ場を経営していた際に除草剤を使用していたと思われることから、廃棄物や薬品等の影響がないか事業地の水質検査を行って確認すること。
- (6) 太陽光パネルの耐用年数が20～30年であるため、使用後の太陽光パネルを含む廃棄物処理方法等を準備書に記載すること。

7 その他

- (1) 方法書2-8ページ「2.7.2施設計画」について、太陽光パネルを多く設置することだけを考えるのではなく、環境調査を踏まえた配置を検討すること。
- (2) 太陽光パネルの選定について、光害を考慮して反射光の少ないものや積雪に備えた両面型のものなどを検討すること。
- (3) 事業に影響が無い、または少ない調査項目について、可能な範囲内でより詳細な環境調査を行い、自然環境に十分配慮していることを示すこと。
- (4) 苦情について、「第3回太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会資料」（2018年、環境省）では、苦情の94%が「太陽光パネルから100m未満で発生とされている」と記載されているが、実際は100mを越えた場所でも光害問題が起きているおり、社会的に注目度が高い項目であるため、調査することを検討すること。